

五島市監査委員公表第12号

令和元年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年4月8日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

三五総第3378号  
令和4年3月31日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

### 令和元年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

令和2年3月27日付け三五監第783号による令和元年度定期監査の結果における指摘事項等のうち、措置が完了していなかった項目について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

#### 記

#### 1 監査の対象

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課）  
市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課 生活環境課）  
農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課）  
会計課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

#### 2 指摘事項等 ※措置が完了していなかった項目

##### (2) 支出に関する事務について（謝礼金）

##### <指摘事項>

ア 五島市まち・ひと・しごと創生推進会議については、内部規程により設置され、その委員に対し、五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）別表第1に定める報酬の額に準じて謝礼金を支出している。しかしながら、当会議は、設置規程に規定されている設置目的、組織、運営等から判断すると、執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問及び調査等を行う機関として実態を有するというほかないから、自治法第138条の4に規定する附属機関に該当するといわざるを得ない。したがって、同条第3項の規定により条例で設置すべきである。なお、附属機関の委員は、自治法第202条の3第2項の規定により非常勤とされていること

から、自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定によりその報酬及び費用弁償の額及び支給方法は条例で定めなければならない。

また、第 3 次五島市行政改革大綱に基づく実施計画の実施項目「各種審議会等の見直し」において、総務企画部総務課が、平成 29 年度に審議会等の調査を実施し、附属機関に該当すると判断をしている審議会等が複数あったが、一部を除き条例設置されていない。速やかに附属機関の条例化を図りたい。

## 【講じた措置】

### 〔政策企画課〕

令和 3 年 9 月 3 0 日に「五島市附属機関の設置等に関する条例」を制定、同年 1 0 月 1 日から施行し、ご指摘の「五島市まち・ひと・しごと創生推進会議」についても条例化が図られました。

### ＜意見＞

本市においては、様々な施策の推進に当たり幅広い意見を聴くため、市民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する私的諮問機関が内部規程等により設置されている。近年、地方裁判所及び高等裁判所において、私的諮問機関について附属機関に該当するものが法律及び条例に基づかないものは違法であると判断されており、他の自治体においては、附属機関及び私的諮問機関（以下「附属機関等」という。）の設置、運営等を見直す取組が行われている。本市においても、第 3 次五島市行政改革大綱に基づく実施計画において、附属機関等の廃止・統合に係る見直し方針は示されたものの、複数の審議会等が附属機関に当たるとの認識があったにもかかわらず、必要な措置が講じられていない。附属機関等の適正かつ効率的な運営について速やかに取り組まれない。

なお、当該取組に当たっては、次の事項について留意すべきである。

ア 附属機関と私的諮問機関との混同を避けるため、附属機関等の設置及び運営、設置条例等に定める事項等について基準を示すこと。

イ 私的諮問機関の委員等に対し支出している謝礼金については、委員等の役務の内容を精査して支出の必要性及び金額を検討すること。

ウ 市政運営の公平性及び透明性を確保するため、五島市情報提供等の推進に関する規則（平成 16 年五島市規則第 18 号）第 8 条の規定に基づき、附属機関等の会議の公開、委員の公募に努めること。

エ 市職員の委員選任については、審議等の客観性を保持する観点から、事務局としての関与で足りる場合は選任しないなど、委員に含めることが必要と認める場合に限ること。

## 【講じた措置】

### 〔共通事項〕

ご意見をいただきました留意事項を考慮して作成した「各種審議会等の整理見直し方針」に基づき、各種審議会のあり方を検討した上で精査し、一括して「五島市附属機関の設置等に関する条例」を令和3年9月30日に制定、同年10月1日に施行しました。

今後、新たに附属機関の設置を検討する場合についても、この方針を踏まえて十分精査するよう、令和3年9月30日付け三五総第1704号で各所属長あてに通知しました。